防衛に関する政策

改革工程表2022策定以降の動き等

- ・**国家防衛戦略**(令和4年12月16日閣議決定)において「防衛生産・技術基盤はいわば防衛力そのもの。」と位置付け、**力強く持続可能な防衛産業を構築**するために、事業の魅力化を含む**各種取組みを政府横断で進める**こととした。
- ・本年1月、浜田防衛大臣は、防衛産業政策等について防衛装備品を製造する<u>企業主</u> 要15社と意見交換を実施し、上記取組みについて企業から前向きな意見が多数あり。
- ・また本年2月、防衛産業が抱える様々な課題に対処するために「**防衛省が調達する** 装備品等の開発及び生産のための基盤強化に関する法律案」を国会に提出した。

改革工程表2023策定に当たっての進め方

- ・改革工程表2023に向けては力強く持続可能な防衛産業の構築のために特に必要な① サプライチェーンやサイバーセキュリティなどのリスクに対応するための措置、② 装備移転推進のための措置、③研究開発事業を着実に推進するための措置について KPIを設定する方向で検討中。
- ・その際、<u>一体改革委員会</u>等の<u>委員・有識者</u>の方々のご意見も踏まえながら<u>KPIを設</u> **定**する。

今後の防衛生産・技術基盤の維持・強化について

2023年4月 防衛装備庁



(1) 防衛生産基盤の強化

新たな3文書の体系について

国家安全保障戦略

- 国家安全保障に関する最上位政策文書
- 外交・防衛に加え、経済安全保障、技術、サイバー、情報等の国家安全保障戦略 に関連する分野の政策に戦略的指針を与える。

(おおむね10年程度の期間を念頭)

国家防衛戦略

(新たに策定)

- 防衛の目標を設定、それを達成するためのアプローチと手段を示すもの。
 - 防衛力の抜本的な強化(重視する7つの能力を含む)
 - 国全体の防衛体制の強化
 - 同盟国・同志国等との協力方針

(おおむね10年程度の期間を念頭)

防衛力整備計画

(新たに策定)

- 我が国として保有すべき防衛力の水準を示し、その水準を達成するための中長期的な整備計画で以下の内容を含むもの
 - 自衛隊の体制(概ね10年後の体制を念頭)
 - 5ヵ年の経費の総額・主要装備品の整備数量(特に重要な装備品等の研究・開発事業とその配備開始等の目標年度などを本文に記載)

防衛計画の大綱



新たな3文書における**防衛生産基盤の強化**について

国家安全保障戦略

- 我が国の防衛生産・技術基盤は、いわば防衛力そのものと位置付けられるものであり、その強化は必要不可欠
- 力強く持続可能な防衛産業を構築するために、事業の魅力化を含む各種取組を政府横断的に進める

国家防衛戦略

- 防衛産業のコスト管理や品質管理に関する取組を適正に評価し、適正な利益を確保するための新たな利益率の算定方式を導入
- 既存のサプライチェーンの維持・強化と新規参入促進を推進
- 国内基盤を維持・強化する観点を一層重視
- 国自身が製造施設等を保有する形態を検討
- 国際水準を踏まえたサイバーセキュリティを含む産業保全を強化し、併せて機微技術管理の強化

防衛力整備計画

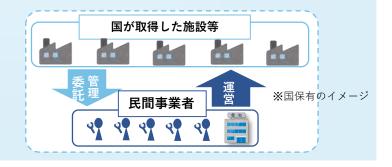
- 製造等設備の高度化、サイバーセキュリティ強化、サプライチェーン強靱化、事業承継といった企業の取組に対し、 適切な財政措置、金融支援等の実施
- サプライチェーンリスクを把握するため、サプライチェーン調査を実施。新規参入を促進することでサプライチェーン強 靱化と民生先端技術の取り込みを図るほか、同盟国・同志国等の防衛当局と協力してサプライチェーンの相互 補完を目指す
- 防衛産業サイバーセキュリティ基準の防衛産業における着実な実施
- 防衛産業保全マニュアルを策定・適用するための施策を講じるとともに、産業保全制度の強化を行う。

- 防衛事業の魅力化 (適正な利益の確保等)
 - ▶ 利益率等の改善



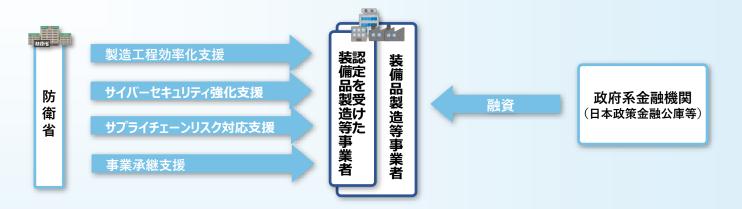
経営資産の効率的な運用等の企業努力を正当に評価できず

- ▶ 企業の利益を圧迫する要因を排除する措置を実施するための通達を発簡
 - 予算額に応じた事業内容とし、適切な経費率を適用
 - 概算要求時からの減額の対象となった事項を調達要求時の仕様に反映 等
- ▶ 製造施設等を国が保有し、企業に管理委託する形態の制度化
- ▶ 防衛生産・技術基盤の位置付けを明確化



2 企業の競争力・技術力の維持・強化

▶ 企業による製造工程改善を促進するための財政措置・金融支援(R5予算:363億円)



- ▶ 装備品の取得に際し、国内の防衛生産・技術基盤を維持・強化する観点を一層重視
- ▶ 複数年にわたり一者応札の続く一般競争入札について、会計法令に則りつつ、随意契約の活用も検討
 - 引き続き一般競争入札に付す場合、その妥当性を審査する体制を構築
- ▶ 従来技術維持向上のための措置(R5予算:24億円)
 - 弾薬など防衛に用途が限定される技術分野において、その基盤の維持向上に資する技術研究を委託する 制度を創設
- ▶ 重点的に投資する技術分野や研究開発の見通しを示す戦略を発信、企業にとっての予見可能性を向上

3 撤退企業への適切な対応

- ▶ サプライチェーン調査への回答義務化によって、事業撤退に係るリスクを実効的に把握
- ▶ 企業間の事業承継を円滑化するための財政措置・金融支援(イメージは前掲)

4 防衛産業の活性化(新規参入促進)

- ▶ 防衛産業向けマッチングイベントの開催等、中小企業等による新規参入を促進
- 新規参入企業のための相談窓口の設置

→ 強靭なサプライチェーンの構築

- ▶ サプライチェーン調査への回答の努力義務によって、リスクを実効的に把握
 - 輸入規制等により原料等の供給が途絶するリスク
 - 懸念ある部品により情報が窃取されるリスク 等
- ▶ 把握したリスクを低減するための財政措置・金融支援(イメージは前掲)
 - 上記のようなリスクを低減するため、設備・技能・生産技術の国産化や分散化、 代替可能な部素材の調査研究等に企業が取り組むに当たり、 国による財政措置や政府系金融機関による資金供給を促進
- ▶ 諸外国との連携を推進し、サプライチェーンを相互に補完



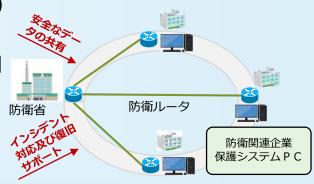
防衛関連企業・防衛省と 中小企業のマッチング

⑥ 産業保全の強化

- ▶ 国際水準を踏まえた産業保全施策の推進
 - 米国防省と同様の対策を義務付ける「防衛産業サイバーセキュリティ基準」を令和5年4月から適用開始
 - 米国の産業保全マニュアル (NISPOM) を参考に「防衛産業保全マニュアル」を整備・適用
- ▶ 企業が防衛産業サイバーセキュリティ基準を満たすための投資を行うに当たり、総合的な支援
 - 防衛産業サイバーセキュリティ基準を踏まえて、防衛産業が講じるサイバーセキュリティ対策に係る経費負担 を防衛調達において措置(原価計算方式を採用する企業への措置) (※防衛調達に係る経費の内数としてR5予算として526億円を計上)
 - 国による財政措置や政府系金融機関による資金供給を促進(イメージは前掲)
- ▶ 防衛セキュリティゲートウェイ(クラウド)の整備(R5予算:441億円)
 - 防衛省・企業間のセキュアな情報共有環境を創出
 - 「防衛産業サイバーセキュリティ基準」に適合するセキュリティ機能を供用

■ 機微技術管理の強化

- ▶ 機微技術管理の体制強化
 - 特許出願非公開制度等の経済安保との連携体制の強化
- ▶ 諸外国との連携を推進
- ▶ 対内直接投資の審査への協力



❸ 装備移転の促進

- ▶ 防衛装備移転三原則や運用指針を始めとする制度の見直しについて検討
- ▶ 装備移転特有のコストに対する助成金・金融支援(R5予算:400億円)
 - 新たに基金を造成して助成金により支援
- ▶ 官民連携し、相手国の潜在的ニーズを把握、教育支援とのパッケージ化等により移転を推進
 - 東南アジア諸国との防衛技術協力
 - 装備移転の事業実現可能性調査
- ▶ 政府主導で移転するためのスキームの検討



- 9 有償援助調達 (FMS) の合理化等(R5予算:3億円)
 - ▶ FMS装備品への国内企業参画の促進等、国内企業への裨益を重視したあり方を追求
 - ▶ 日米間で防衛装備品等に係る品質管理業務を相互に無償で提供し合う枠組の締結により、 FMS調達に係る品質管理費用が減免され、FMS調達額を縮減

(R5予算:5億円)